

令和8年度ふくしま介護テクノロジー導入モデル事業業務委託仕様書（案）

1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、介護テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上を推進していく必要がある。

他方で、中小事業者が単独で取組を行うのはマンパワーや費用面から難しいといった課題があることから、中小事業者を含む地域全体で生産性向上の取組を普及させるため、地域でのまとまりをもった取組や優良事例の横展開に対する支援を行い、介護サービス事業所における生産性の向上を目指すことを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) モデル地域への支援業務

ア 概要

受託者は、介護テクノロジーを導入していない又は導入済みで更なる有効活用を図りたい複数の事業所で構成されるモデル地域に対して、テクノロジーの選定から導入までの取組手法やデジタル人材育成のためのコンサルティング支援を実施する。

なお、モデル地域は3モデルを上限とし、県が別途募集の上、選定する。

イ 支援回数等について

支援については、以下の内容で年4回以上実施すること。

なお、実施方法については、原則、集合研修による開催とする。

- (ア) 事業所の課題分析
- (イ) 業務改善策の検討と遂行支援
- (ウ) 効果検証
- (エ) 成果報告書作成

(2) 成果報告会の開催

受託者は、上記(1)の業務改善支援完了後に成果報告会を開催し、各モデル地域の業務改善結果を県内事業所に横展開する。

なお、実施方法については、集合研修のほかオンラインによる開催も可能とする。

4 業務の実施体制

- (1) 事業全体の進捗状況を把握し調整を行う総括責任者1名を置き、本事業の確実な実施と県との円滑な連携を図る体制を整備すること。
- (2) 受託者は、本事業の一部を再委託する場合は、事前に書面で県へ報告し、その承諾を得ることとする。

5 成果品について

委託業務完了後、成果品として成果報告書を提出すること。なお、成果品については県のホームページにおいて事業の成果として公開することを考慮して作成すること。

6 著作権

- (1) 成果品が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。）は当該著作物の引渡し時に県へ無償で譲渡する。
- (2) 受託者は、県及び県が指定する第三者に対し、成果品が著作物に該当する場合には、著作者人格権（同法第18条から第20条に規定する権利をいう。）を行使しない。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (4) 第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負う。

7 その他

この仕様に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。